事務所コラム

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

2024 年 12 月 16 日(月) 東京R S税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

資本的支出と修繕費の区分

適正な税務申告には、固定資産の修繕や改良に要する費用の区分が重要です。実務では、「資本的支出」と「修繕費」の明確な区分が難しいケースが多く、特に機能回復を目的としつつ高機能化や耐久性向上が伴う場合は、判断が困難となります。

資本的支出と修繕費の定義と区分基準

「資本的支出」は固定資産の機能のアップ グレードや耐久性を増加させる支出で、取 得価額に加算し減価償却を通じて費用化さ れます。

「修繕費」は固定資産の維持管理や原状回 復のための費用で、発生した事業年度の損 金算入が可能です。

判断が難しい事例: 蛍光灯の LED 化

LED 化による節電効果や耐久性向上から、一見「資本的支出」と考えられるかもしれません。しかし、実務では「照明設備」の消耗品の交換とみなし、全体の価値向上とはせず、「修繕費」として処理することが適切です。

修繕費として認められる特例

以下の条件を満たす支出は、修繕費とし

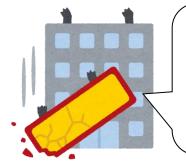
て処理することが認められています。

- ①定期的な修理: おおむね3年以内の周期で行われる修理や改良
- ②少額の支出:一回の修理や改良の金額が20万円未満の場合
- ③判断が困難な場合:資本的支出か修繕費か明確でない場合で、その金額が60万円未満、または資産の前年度末取得価額の約10%以下の場合

判例にみる資本的支出と修繕費の判断

賃貸マンションの台所・浴室設備全面取替工事が争点となった国税不服審判所の平成26年4月21日の裁決(平成21、22年分の所得税)では、納税者は居住機能回復の修繕と主張するも、既存設備撤去と新設備設置は修繕を超え、資産価値を高め耐久性を増す資本的支出と判断されました。

この裁決は、工事目的が機能回復でも、 内容が実質的に資産価値向上なら資本的支 出となることを示しています。



支出の内容ごとに 資本的支出と修繕 費の判断をすることが適正な税務申告を行うための一歩です。